第１号様式（第７条）

横浜市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

ふりがな

団体名

所在地

ふりがな

代表者氏名

　　　　　　地域防犯カメラ設置補助金交付申請書

　地域防犯カメラ設置事業について、標記補助金の交付を受けたく、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則139号）及び横浜市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱を遵守します。

１　交付申請額

　　　　　　　　　　円　（総事業費：　　　　　　　　円、　　　台）

※設置場所及び優先順位等は地域防犯カメラ設置事業収支計算書のとおり

２　地域防犯カメラ設置の目的及び現在の防犯活動状況

３　担当者連絡先　※　平日日中に連絡がとれる方

|  |
| --- |
| (郵便番号)　　　　　　　　(住　　所)(氏　　名)　　　　　　　　(電 話)　　　　　　　　(メールアドレス) |

４　提出書類一覧（下記にチェックをしてください）

　□　地域防犯カメラ設置事業収支計算書（第２号様式）

　□　見積書の写し（経費内訳及び防犯カメラの型番が分かるもの）

　□　設置場所を明記した図面（地図等）

　□　設置場所の写真及び撮影範囲が分かる写真

□　(機能強化に係る防犯カメラの更新のみ)

既存の防犯カメラ及び更新設置予定の防犯カメラの仕様書

５　確認事項一覧

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 確認事項（該当の□にチェックして下さい。） |
| □ | 地域防犯カメラの設置に対し、総会・役員会等の議決等により自治会町内会としての意思決定を行った。 |
| □ | 地域防犯カメラについて、ガイドラインに沿った地域防犯カメラ設置運用基準の整備を行った。 |
| □ | 警察署と協議を行った。 |

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 確認事項（該当の□にチェック及び　　　に記載して下さい。） |
|  | 設置場所：□道路上　□公園　□民地(自治会舘等)　□その他 　　　　　　　　 |
| □□□ | （道路上または公園に設置する場合）東電柱に設置：所管の土木事務所及び東京電力と協議を行った。NTT柱に設置：所管の土木事務所及びNTT東日本と協議を行った。その他に設置：所管の土木事務所及び　　　　　　　　　　と協議を行った。 |
| □□□ | （民地に設置する場合）東電柱に設置：土地所有者及び東京電力と協議を行った。NTT柱に設置：土地所有者及びNTT東日本と協議を行った。その他に設置：土地所有者及び　　　　　　　　　　と協議を行った。 |
| □ | （その他）　　　　　　　　　　　　　　　と協議を行った。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項（該当の□にチェック及び　　　に記載して下さい。） | 記入欄 |
| 設置する地域防犯カメラの台数 | 　　　台（新規　　台、更新　　台） |
| （更新の場合）今回の更新にあたり、機能強化した部分 | □撮影範囲　□画質その他 　　　　　　　　　 |

第２号様式（第７条）

地域防犯カメラ設置事業収支計算書

優先順位　　位

（**※1台につき、１枚作成してください。**）　　　　　　　　　 　□新規・□更新

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
| 収入の部・地域防犯カメラ設置補助金（補助対象経費の10分の９、上限280,000円千円未満切り捨て）* 会費
 | ￥　　,　　　.￥　　　　　. | 設置場所　　　　区　　　 　　　　　　　番地　　　　　番　　　　　　 |
| 収入合計（Ａ） |  |  |
| 　支出の部　・地域防犯カメラ設置事業（内訳は見積書のとおり記載してください）※ただし、各種許可申請費、機器の維持管理費、予備物品の購入費等は補助対象外となります。 |  | 金額内訳 |
| 支出合計（Ｂ） |  |  |

＜確認事項＞

収入の部、支出の部の金額について、以下の項目に☑してください。

□　収入の部の補助金額が1台当たりの上限額（280,000円）以内である

□　収入の部の補助金額が千円未満切り捨てになっている

□　（Ａ）と（Ｂ）が同額である

□　支出の部の内訳が見積書のとおり記載されている

地域防犯カメラ運用基準

１　目的

この運用基準は、地域防犯カメラの設置及び運用に関し、　　　　　　　　　　　会（以下、当会という。）が順守すべき事項を定めることにより、犯罪の未然防止と、プライバシーの保護との調和を図り、適切な運用管理を行うことを目的とする。

２　定義

（１）地域防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラをいう。

（２）画像データとは、地域防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

３　地域防犯カメラの設置場所・撮影区域

地域防犯カメラの設置場所・撮影区域は別紙のとおりとし、当該地域防犯カメラを用いて以下の事項を行ってはならない。

（１）特定個人及び建物等を撮影対象とすること。

（２）モニター等を利用して常時監視を行うこと。

４　管理運用委員会の設置

　　地域防犯カメラの管理運用を適切に行うため「　　　　　　　　　地域防犯カメラ管理運用委員会

（以下「管理運用委員会」という。）」を以下のとおり設置する。

（１）管理運用委員会は、当会の正副会長を含む委員　　名で構成する。

（２）委員の中から、委員長、副委員長、各1名を選任し、委員長は、　　　　　　が担うものとする。

（３）管理運用委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

（４）管理責任者は管理運用委員会の委員長とし、委員長に事故等がある時はその事務を副委員長が代行する。

５　管理運用委員会の責務

　　地域防犯カメラの管理運用は、管理運用委員会が行うものとし、次項以下に定める事項を順守するものとする。

６　地域防犯カメラの設置の表示

管理責任者は、設置区域内の見やすい場所に、地域防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

７　画像データの保存・取扱い

管理責任者は、画像データが外部に漏れることのないよう、以下のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

（１）地域防犯カメラ等の操作担当者の指定

管理責任者は、必要であると判断する場合は、地域防犯カメラ及び録画装置の操作を行う担当者を指定するものとし、管理責任者及び指定された担当者以外の操作を禁止する。

（２）画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は７日以内とする。以降のデータは直ちに上書き消去されるものとし、不必要な画像データの保存は行わない。

（３）画像データ等の管理

地域防犯カメラの画像データを記録した記録媒体（ＳＤカード、ハードディスク等）やパソコンについては、施錠等の方法により保護された環境のもとで保管し、原則として、「９」の場合を除き画像の閲覧、複写や加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

（４）画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理を行うものとする。

８　目的外利用の禁止

管理運用委員会等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

　　また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

９　画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。なお、画像データ等の提出を求めるときは文書によるものとする。

　ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

（１）法令の定めがあるとき。

（２）本人の同意があるとき。

（３）人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（４）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（５）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

10　画像データ等の閲覧

　　「９」の規定に基づき、第三者に閲覧させる場合は、以下の手順に則り行うものとする。

1. 閲覧を求める者は、管理運用委員会へ申請し承認を得なければならない。
2. 閲覧の日時、閲覧目的、閲覧者及び画像の範囲（日時・場所）などを利用閲覧簿に記載する。

閲覧については、２名以上の委員が立ち合いのもと行うものとする。

11　画像データ等の持ち出し

　　「９」の規定に基づき、画像データ及び画像の持ち出しを行う場合は、以下の手順により行うものとする。

1. 持ち出し作業については、管理運用委員会へ申請し、承認を得なければならない。
2. 持ち出し作業は、２名以上の委員立ち会いのもと行うものとする。
3. 持ち出しの日時、持ち出しの目的、持ち出す者及び画像の範囲（日時・場所）などを持ち出し

簿に記載する。

1. 持ち出した画像データ及び画像は使用後速やかに管理運用委員会へ返却しなければならない。

12　苦情等の処理

管理責任者は、当該地域防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

13　保守管理について

　　管理運用委員会は、地域防犯カメラの保守管理について委託する場合、秘密保持についての誓約書を提出させ、委託契約書を管理運用委員会に承認された保守管理業者に委託するものとする。

14　その他

　　この規定に定めがない事項が発生した場合は、管理運用委員会が協議して対処する。また、前事項等が緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する。

（例）

15　保守・維持管理のための積立金について

　　地域防犯カメラが故障した際の修繕・更新のため、毎年一定金額を積み立てるものとする。



保守・維持管理のために、運用基準に積立金を行う旨を設けることも一つの手です。

（例）

14　保守・維持管理のための積立金について

　防犯カメラが故障した際の修繕・更新のため、毎年一定金額を積み立てるものとする。修繕、更新の際は、その都度、管理運用委員会の承認を得てから、積立金から充当する。

附　則

１　この運用基準は　　　　年　　月　　日から施行する。

任意様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

土地等使用承諾書

自署の場合は押印省略可

シャチハタなどのスタンプ印は無効

　様

承諾者(土地等所有者)

住　所

氏　名　　　　　　　　　印

　下記の、地域防犯カメラ設置に伴う　　　　　　　　　　　を使用することを承諾します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 |  |
| 　　　区　　分 |  |

１　期間

２　使用料